

OPJ優秀講演賞規程

2015年1月

1. この規程は日本光学会年次学術講演会において優れた発表を行った若手研究者に対して日本光学会が行う表彰について定める。
2. この表彰を「OPJ優秀講演賞」という。
3. 表彰の対象は日本光学会年次学術講演会において、光学の発展に貢献しうる優秀な一般講演を行った若手研究者であり、かつ本賞をまだ受賞していない者であって、以下の資格を有する者とする。
 - (1) 講演会の年度の4月1日において満30歳以下の者
 - (2) 登録された登壇者であり、かつ実際に登壇した者
 - (3) 講演募集時に自薦により申請した者
4. 受賞者は日本光学会会員とする。
5. 表彰は原則として毎年5件以内とする。
6. 表彰は学会ホームページ等での公表によってこれに代える。
7. 日本光学会理事会は受賞候補者募集要項を学会ホームページ等に公表し広く募集する。

8. 受賞者の選考は日本光学会会長が委嘱したOPJ優秀講演賞選考委員会が行う。
9. 受賞者が決定したときOPJ優秀講演賞選考委員会は選考の経過および結果を日本光学会理事会に報告する。

附則 この規程は2015年1月1日より施行する。